

大阪広域環境施設組合条例第19号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（平成27年条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を加える。

改正後	改正前
<p>(適用範囲)</p> <p>第1条 職員の給与に関する条例（平成27年条例第29号）、単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成27年条例第30号）若しくは一般職の非常勤の職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第2号）の適用を受ける職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員又は同法第22条の4第1項若しくは第22条の5第2項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項若しくは一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成27年条例第15号）第4条の規定により採用された職員を除く。以下これらを「職員」という。）が退職したときは、別に定める場合を除くほか、この条例の定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に退職手当を支給する。</p> <p>(定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p>	<p>(適用範囲)</p> <p>第1条 職員の給与に関する条例（平成27年条例第29号）、単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成27年条例第30号）若しくは一般職の非常勤の職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第2号）の適用を受ける職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員又は同法第28条の4第1項、第28条の5第1項、<u>第28条の6第1項</u>若しくは同条第2項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項若しくは一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成27年条例第15号）第4条の規定により採用された職員を除く。以下これらを「職員」という。）が退職したときは、別に定める場合を除くほか、この条例の定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に退職手当を支給する。</p> <p>(定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p>

第7条 次条の規定に該当する場合を除くほか、次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、給料月額に、その者の勤続期間に応じて別表第3に定める支給率を乗じて得た額とする。

〔(1) 略〕

(2) 定年に達する日の属する年度の末日前に退職した職員（第4号に該当する者及び組合規則で定める者を除く。）で、その者の退職の日の属する年度の末日における年齢（その者が同日前に死亡した場合にあつては、その者が同日において生存しているとした場合の年齢）が、当該退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるもの

(3) 前2号のいずれかに該当する者であつて、これらの号に規定する退職をした日又はその翌日に再び職員となり、当該職員となつた日以後に退職した者（前2号に規定する退職に係る退職手当の支給の対象となる者、次号に該当する者及び組合規則で定める者を除く。）

〔(4)・(5) 略〕

（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）

第10条 第7条第2号及び第4号並びに第8条各号に該当する者（組合規則で定める職員を除く。）のうち、定年に達する日の属する年度の初日前に退職した者であつて、その者の退職の日の属する年度の末日におけ

第7条 〔同左〕

〔(1) 同左〕

(2) 定年に達する日の属する年度の末日前に退職した職員（第4号に該当する者及び組合規則で定める者を除く。）で、その者の退職の日の属する年度の末日における年齢（その者が同日前に死亡した場合にあつては、その者が同日において生存しているとした場合の年齢）が、当該退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるもの

(3) 前2号に該当する者であつて、これらの号に規定する退職をした日又はその翌日に再び職員となり、当該職員となつた日以後に退職した者（前2号に規定する退職に係る退職手当の支給の対象となる者、次号に該当する者及び組合規則で定める者を除く。）

〔(4)・(5) 同左〕

（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）

第10条 第7条第2号及び第4号並びに第8条各号に該当する者（組合規則で定める職員を除く。）のうち、定年に達する日の属する年度の初日前に退職した者であつて、その者の退職の日の属する年度の末日におけ

る年齢（その者が同日前に死亡した場合にあつては、その者が同日において生存しているとした場合の年齢）が、50歳から59歳までであるものに対する第7条、第8条及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[表 別紙2 挿入]

2 第7条第4号及び第8条各号に該当する者のうち、定年に達する日の属する年度の初日前に退職した者であつて、その者の退職の日の属する年度の末日における年齢（その者が同日前に死亡した場合にあつては、その者が同日において生存しているとした場合の年齢）が、60歳から64歳までであるものに対する第7条、第8条及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[表 別紙3 挿入]

(失業者の退職手当)

第16条 勤続期間12月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして組合規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）にあつては、6月以上）で退職した職員（第5項の規定に

る年齢（その者が同日前に死亡した場合にあつては、その者が同日において生存しているとした場合の年齢）が、当該退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する第7条、第8条及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[表 別紙1 挿入]

[新設]

(失業者の退職手当)

第16条 勤続期間12月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして組合規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）にあつては、6月以上）で退職した職員（第5項の規定に

該当する者を除く。)であつて、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他組合規則で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、組合規則で定めるところにより第17条第2号に規定する退職手当管理機関にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。第3項において「支給期間」という。）内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に等しい日数（以下「待期日数」という。）を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基

該当する者を除く。)であつて、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他組合規則で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、組合規則で定めるところにより第17条第1項第2号に規定する退職手当管理機関にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。第3項において「支給期間」という。）内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に等しい日数（以下「待期日数」という。）を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基

本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

[(1)・(2) 略]

[2・3 略]

4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の組合規則で定める理由によるものである職員が当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、組合規則で定めるところにより、第17条第2号に規定する退職手当管理機関にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他組合規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして組合規則で定める職員が組合規則で定めるところに

本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

[(1)・(2) 同左]

[2・3 同左]

4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の組合規則で定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、組合規則で定めるところにより、第17条第1項第2号に規定する退職手当管理機関にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とする。

より、第17条第2号に規定する退職手当管理機関にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない。

[5・6 略]

7 第1項又は第3項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の退職手当を支給することができる。

- (1) その者が第17条第2号に規定する退職手当管理機関が雇用保険法の規定の例により指示した同法第24条第1項に規定する公共職業訓練等を受ける場合
- (2) その者が次のいずれかに該当する場合
ア 特定退職者であつて、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として組合規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、第17条第2号に規定する退職手当管理機関が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

[5・6 同左]

7 [同左]

- (1) その者が第17条第1項第2号に規定する退職手当管理機関が雇用保険法の規定の例により指示した同法第24条第1項に規定する公共職業訓練等を受ける場合
- (2) その者が次のいずれかに該当する場合
ア 特定退職者であつて、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として組合規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、第17条第1項第2号に規定する退職手当管理機関が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として組合規則で定める者に該当し、かつ、第17条第2号に規定する退職手当管理機関が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

[(3)・(4) 略]

8 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号に掲げるものに対しては、それぞれ当該各号に定める金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1) 第17条第2号に規定する退職手当管理機関が雇用保険法の規定の例により指示した同法第36条第1項に規定する公共職業訓練等を受けている者 同条第4項に規定する技能習得手当の額に相当する金額

[(2)~(4) 略]

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しく

の

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として組合規則で定める者に該当し、かつ、第17条第1項第2号に規定する退職手当管理機関が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

[(3)・(4) 同左]

8 [同左]

(1) 第17条第1項第2号に規定する退職手当管理機関が雇用保険法の規定の例により指示した同法第36条第1項に規定する公共職業訓練等を受けている者 同条第4項に規定する技能習得手当の額に相当する金額

[(2)~(4) 同左]

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しく

は同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は第17条第2号に規定する退職手当管理機関が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

[(6) 略]

[9～14 略]

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第20条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第18条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

[(1) 略]

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲

は同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は第17条第1項第2号に規定する退職手当管理機関が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

[(6) 同左]

[9～14 同左]

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第20条 [同左]

[(1) 同左]

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲

戒免職処分（以下「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」という。）を受けたとき

- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認めるとき

[2～6 略]

（退職をした者の退職手当の返納）

第21条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第18条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第16条第3項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第23条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第23条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

[(1) 略]

戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき

- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認めるとき

[2～6 同左]

（退職をした者の退職手当の返納）

第21条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第18条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第16条第3項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第23条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合にあつては、これらの規定により算出される金額（次条及び第23条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

[(1) 同左]

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認めたとき

[2～6 略]

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第23条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第21条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この項から第6項までにおいて同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認めたとき

[2～6 同左]

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第23条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第21条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分

懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第21条第5項又は前条第3項において準用する行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第21条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者

を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第21条第5項又は前条第3項において準用する行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第21条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、

退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第19条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第21条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第21条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当

失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第19条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第21条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第21条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当

該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第21条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

[6～8 略]

附 則

第1条 [略]

該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第21条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

[6～8 同左]

附 則

1 [同左]

(経過措置)

第2条 [略]

第3条 令和5年4月1日から令和13年3月

31日までの間における第7条第2号の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同号中「15年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	11年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	12年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	13年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	14年

第4条 職員の給与に関する条例附則第3項

の規定による職員の給料の月額の変定（これに相当するものとして組合規則で定める給料の月額の変定を含む。次条第1項第2号において「給料月額7割措置」という。）は、第9条第1項に規定する減額変定に該当しないものとする。

第5条 当分の間、退職した者が次のいずれ

にも該当する場合におけるその者に対する第4条に規定する退職手当の基本額は、第5条から第10条までの規定にかかわらず、次項及び第3項に定めるところにより計算した額とする。

(1) その者の基礎在職期間中に、第9条第1項に規定する減額変定以外の理由によ

(経過措置)

2 [同左]

[新設]

[新設]

[新設]

りその者の給料の月額が減額がされたことがある場合（他の条例の規定により同項に規定する減額改定以外の理由によりその者の給料の月額が減額されたものとみなされる場合を含む。）において、当該減額がされた日における当該減額がされなかつたものとした場合のその者の給料の月額のうち最も多いもの（以下この条において「特別特定減額前給料月額」という。）が、給料月額よりも多く、かつ、特別特定減額前給料月額に係る減額のうち最も遅い日にされたものが、次に掲げる理由又は組合規則で定める理由のいずれかによるものであるとき

ア 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成24年大阪市条例第80号。以下アにおいて「平成24年改正給与条例」という。）による職員の給与に関する条例の改正及び平成24年改正給与条例附則第3項の規定による号給の切替え

イ 単純な労務に雇用される職員の給料表に関する規則の一部を改正する規則（平成24年大阪市規則第197号）附則第2項から第4項までの規定による職務の級及び号給の切替え

(2) その者の基礎在職期間中に、給料月額7割措置又は地方公務員法第28条の2第1項本文の規定による他の職への降任によりその者の給料の月額が減額がされたことがある場合において、当該減額がさ

れた日における当該減額がされなかつたものとした場合のその者の給料の月額のうち最も多いもの（次項第2号において「7割措置等前給料月額」という。）が、給料月額よりも多いとき

2 前項の退職手当の基本額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特別特定減額前給料月額に係る減額がされた日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特別特定減額前給料月額を基礎として、第5条から第8条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 7割措置等前給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者が7割措置等前給料月額に係る減額がされた日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び7割措置等前給料月額を基礎として、第5条から第8条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額の7割措置等前給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特別特定減額前給料月額に対する割合

(3) 給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得

た額

ア その者に対する退職手当の基本額が第5条から第8条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の給料月額に対する割合

イ 前号アに掲げる割合

3 第1項の規定の適用がないものとした場合に第10条第2項の規定の適用を受けることとなる者に対する前項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[表 別紙4 挿入]

4 当分の間、退職した者が第1項各号のいずれにも該当する場合におけるその者に対する第14条の規定の適用については、「第5条から第10条まで」とあるのは「第5条から第10条まで及び附則第5条第1項から第3項まで」とする。

第6条 令和5年4月1日から令和13年3月 [新設]

31日までの間における第10条第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「60歳から64歳まで」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</u>	<u>60歳</u>
<u>令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</u>	<u>60歳及び61歳</u>

令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	60歳から62歳まで
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	60歳から63歳まで

第7条 令和7年3月31日以前に退職した職員

に対する第16条第7項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として組合規則で定める者に該当し、かつ、第17条第2号に規定する退職手当管理機関が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」と

「イ 雇用保険法第22条第2項にあるのは
ウ 特定退職者であつて、雇用規定する厚生労働省令で定める理由により保険法附則第5条第1項に規定する地域内就職が困難な者であつて、同法第24条の2に居住し、かつ、第17条第2号に規定する第1項第2号に掲げる者に相当する者として退職手当管理機関が同法第24条の2第1項で組合規則で定める者に該当し、かつ、第17条第2号に規定する指導基準に照らして再就職を促

第13条 平成34年3月31日以前に退職した職員に

対する第16条第7項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として組合規則で定める者に該当し、かつ、第17条第1項第2号に規定する退職手当管理機関が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたも

「イ 雇用保険法第22条第2項にあるのは
ウ 特定退職者であつて、2項に規定する厚生労働省令で定める理由雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として組合規則で定める者に該当し、かつ、第17条第1項第2号に規定する退職手当管理機関が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らしてつ、第17条第1項第2号に規定する退職手

<p>進するために必要な職業安定法第4条第4 同法第24条の2第1項に規定する指導基準 項に規定する職業指導を行うことが適当で に照らして再就職を促進するために必要な あると認めたもの（アに掲げる者を除く。） 職業安定法第4条第4項に規定する職業指 導を行うことが適当であると認めたもの とする。」</p>	<p>再就職を促進するために必要な職業安定法 当管理機関が同法第24条の2第1項に規定 第4条第4項に規定する職業指導を行うこ する指導基準に照らして再就職を促進する とが適当であると認めたもの（アに掲げる ために必要な職業安定法第4条第4項に規 者を除く。） 定する職業指導を行うことが適当であると 認めたもの とする。」</p>
---	--

備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記
部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、公布の日から施行する。
 - (1) 第16条第1項、第4項、第7項及び第8項第1号の改正規定、同項第5号の改正規定（「第17条第1項第2号」を「第17条第2号」に改める部分に限る。）、附則第3項の改正規定並びに同項を附則第7条とする改正規定並びにこの条例による改正後の職員の退職手当に関する条例の附則第4項の規定
 - (2) 第16条第8項第5号の改正規定（「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める部分に限る。）

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の退職に係る退職手当について適用し、施行日以前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。
- 3 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第2項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。）に対する改正後の条例第1条の規定の

適用については、同条中「第22条の4第1項若しくは第22条の5第2項」とあるのは、「第22条の4第1項若しくは第22条の5第2項、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第2項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第2項」とする。

- 4 附則第1項第1号に掲げる規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第16条第4項の規定は、令和4年7月1日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の組合規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

[第 10 条の表 別紙 1]

<p>第 7 条及び第 8 条</p>	<p>給料月額</p>	<p>給料月額及び給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢（その者が同日前に死亡した場合には、その者が同日において生存しているとした場合の年齢）との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額</p>
<p>第 9 条第 1 項 第 1 号</p>	<p>及び特定減額前給料月額</p>	<p>並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢（その者が同日前に死亡した場合には、その者が同日において生存しているとした場合の年齢）との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額</p>
<p>第 9 条第 1 項 第 2 号</p>	<p>給料月額に、</p>	<p>給料月額及び給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢（その者が同日前に死亡した場合には、その者が同日において生存しているとした場合の年齢）との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額に、</p>
<p>[同左]</p>		

[第10条第1項の表 別紙2]

<p>第7条及び第8条</p>	<p>給料月額</p>	<p>給料月額及び給料月額に60歳と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢（その者が同日前に死亡した場合にあつては、その者が同日において生存しているとした場合の年齢）との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額</p>
<p>第9条第1項第1号</p>	<p>及び特定減額前給料月額</p>	<p>並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に60歳と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢（その者が同日前に死亡した場合にあつては、その者が同日において生存しているとした場合の年齢）との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額</p>
<p>第9条第1項第2号</p>	<p>給料月額に、</p>	<p>給料月額及び給料月額に60歳と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢（その者が同日前に死亡した場合にあつては、その者が同日において生存しているとした場合の年齢）との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額に、</p>
<p>[略]</p>		

[第 10 条第 2 項の表 別紙 3]

<p>第 7 条及び第 8 条</p>	<p>給料月額</p>	<p>給料月額及び給料月額に 100 分の 2 を乗じて得た額 の合計額</p>
<p>第 9 条第 1 項 第 1 号</p>	<p>及び特定減額前給料 月額</p>	<p>並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額 に100分の2を乗じて得た額の合計額</p>
<p>第 9 条第 1 項 第 2 号</p>	<p>給料月額に、</p>	<p>給料月額及び給料月額に 100 分の 2 を乗じて得た額 の合計額に、</p>
<p>第 9 条第 1 項 第 2 号イ</p>	<p>前号に掲げる額</p>	<p>その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最 も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由に より退職したものとし、かつ、その者の同日までの 勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、第 5 条から前条までの規定により計算した場合の退職 手当の基本額に相当する額</p>

[附則第5条第3項の表 別紙4]

<p>附則第5条第 2項第1号</p>	<p>及び特別特定減額前 給料月額</p>	<p>並びに特別特定減額前給料月額及び特別特定減額前 給料月額に100分の2を乗じて得た額の合計額</p>
<p>附則第5条第 2項第2号</p>	<p>7割措置等前給料月 額に、</p>	<p>7割措置等前給料月額及び7割措置等前給料月額に 100分の2を乗じて得た額の合計額に、</p>
<p>附則第5条第 2項第2号イ</p>	<p>前号に掲げる額</p>	<p>その者が特別特定減額前給料月額に係る減額がされ た日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と 同一の理由により退職したものとし、かつ、その者 の同日までの勤続期間及び特別特定減額前給料月額 を基礎として、第2条から第4条までの規定により 計算した場合の退職手当の基本額に相当する額</p>
<p>附則第5条第 2項第3号</p>	<p>給料月額に、</p>	<p>給料月額及び給料月額に100分の2を乗じて得た額 の合計額に、</p>